

中小企業者等の 少額減価償却資産

今や各種のIT機器は、会社経営において、欠かせないツールとなっています。これらの機器はひと昔前までは減価償却資産として期間の経過に応じて償却していく必要がありましたが、平成18年度税制改正でも、少額減価償却資産の即時償却の特例が2年延長されました。このような状況から、経営戦略の視点からも、少額減価償却資産の扱いを整理しておく必要があります。①通常の少額減価償却、②20万円未満の減価償却資産の3年一括償却、③中小企業を対象とした30万円未満の減価償却資産の即時償却という三つの選択肢をどう使い分けるかがポイントです。

(1) 通常の少額減価償却

会社が取得した資産で、取得価額が10万円未満のものや使用可能期間1年未満のものについ

ては、事業の用に供した事業年度において即時償却できる制度です。一番ポピュラーな制度ですが、判定は通常1単位として取引されるその単位ごとに判断しますので、注意します。

(2) 20万円未満の減価償却資産の3年一括償却

取得価額が20万円未満の減価償却資産については、その全部または一部の合計額を一括して3年間で均等償却できる制度です。一般の減価償却と異なって、残存価額(10%)を考慮する必要がない点、特徴があります。

(3) 30万円未満の減価償却資産の即時償却

中小企業が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その全額を事業の用に供した事業年度に損金算入できる制度です。今回の税制改正で、特例対象となる損金算入額に「一事業年度につき300万円まで」という制限が加えられたうえで、2年間の延長が認められました。この制度での中小企業の範囲は、資本金1億円以下の法人等の定義がありますので注意します。

いずれにしても償却資産の判定も含めて、会社の業績に応じた制度選択が肝要です。

ナマの税務相談室

Q 先生、始めまして、私は18年1月10日死亡した××商事役員坂下太郎の妻花子です。故太郎の遺産の中に〇〇生命の保険金5,000万円があり、その受取人が義父ですが、事情がありまして、私が受け取るということで〇〇生命側と交渉し、私が実際に取得しましたが、税法上認められますか。

A 奥様、D経理部長から坂下氏奥様が何う旨電話がありました。ご質問はほぼ了承しましたが、何故父上名義で推移したのですか。

Q 実は、この保険は夫の独身時代にかけられたものですが、6、7年後に私と結婚したのです。夫は、この保険金受取人の名義を私にしたいと考えていたようですが、義父が遠方にいるということで手続き未了のまま急死したのです。

A このたび、ご主人の父上はどのようなご意見で。

実質保険金 受取人と相続税

Q 義父は太郎が生前受取人を花子さんに変えると主張していた。先日〇〇生命の担当社員が遠方の義父の許を訪れたとき、

その旨を念書にして〇〇生命に提出したと連絡がありました。5,000万円は7月10日無事私に入金されました。

A 本来、保険金受取人は保険証券上の名義受取人であるのですが、**現実の受取人**、即ち花子さんが取得したとの説明がありました。当局の取扱いとして、このことが認められています。その取扱いで、指定受取人が変更されないまま被相続人が死亡した場合でも、その間やむを得ない事情があったと認められる場合は、実質取得者を指定受取人とするとあります。

OKですよ。

Q よく判りました。安心して相続税の申告をすることができます。

[参考] 相法3①一 相基通3-11 3-12

ナマの税務相談室